

令和 8 年 2 月 20 日  
名古屋木材健康保険組合

事業主様  
事務担当者様

## 3月の「もっけん」たより

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、第 164 回組合会におきまして令和 8 年度の健康保険料率および介護保険料率については料率の改定を行わず据え置くものとして承認されました。医療費や高齢者医療制度等への拠出金が高騰し健保財政にとって大変厳しい状況が続いていますが、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(令和 8 年度保険料負担率)

	健康保険料率	介護保険料率
事業主負担	50.60/1000	9.00/1000
被保険者負担	47.40/1000	9.00/1000
合計	98.00/1000	18.00/1000

- 毎月の給料（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）にかかる保険料率です。
- 40歳以上65歳未満の被保険者は、介護保険料の納付対象者です（被扶養者も満40歳に達すると介護保険の被保険者になりますが、保険料の負担はありません）。
- 健康保険料率、介護保険料率とも令和 8 年 3 月分（4 月納入告知分）の保険料から適用となります。

※詳細な保険料額表は当健保ホームページに掲載する予定です。

### ◎ 事業主等の月額変更届には株主総会議事録等の添付が必要です

事業主等の代表者が随時改定に該当する際は、株主総会議事録等、報酬変更を議決した際の議事録等の添付が必須です。お忘れのないようお願いいたします。

## ◎ 被扶養者現況届および添付書類一覧を一部変更しました

被扶養者現況届および添付書類一覧について文言等を一部変更いたしました。

特に、添付書類については次のとおり変更しておりますので、今後ご提出される際は不備のないようご注意ください。また、様式はホームページから改めて取得していただきますようお願いいたします。

【変更点】

- ①住民票のコピーで被保険者との続柄がわからない場合は、戸籍“謄本”のコピーも必要
- ②直近 3 か月の仕送り額を証明する預金通帳等の資料は、送付先・送付元双方の当事者氏名が確認できる状態のものであること

## ◎ あはき療養費支給申請書を変更しました

はり・きゅう及びあんま・マッサージ用の療養費支給申請書について、申請書への記入等が困難である重度の視覚障害を有する施術者に配慮するため、様式を一部変更いたしました。ホームページからご確認ください。

## ◎ 健康診断の受検はお済みですか？

令和 7 年度の健康診断は、**令和 8 年 3 月 31 日まで**に受けていただく必要があります。健康診断の実施は、労働安全衛生法上、事業者および労働者双方の義務と位置付けられています（労働安全衛生法第 66 条）。事業者が従業員の健康管理を行っている証拠にもなりますので、必ず受検をお願いいたします。

受検済みの健診結果で、まだご提出いただいていないものがありましたら、速やかにご提出をお願いいたします。なお、40 歳以上の被保険者につきましては、「特定健診補助金支給申請書」および領収書を添付していただくと、2,000 円の補助をさせていただきます。

また、受検先でお困りの場合は、契約健診機関や**少人数でも実施できる巡回バス健診**など紹介させていただきます。お気軽にお問い合わせください。